

看護小規模多機能型居宅介護事業所の開業遅延について

令和4年度第4回守谷市保健福祉審議会（令和5年1月24日開催）において、令和5年度中に看護小規模多機能型居宅介護事業所の事業開始予定として報告しましたが、世界情勢の不安定なことから建設資材の入荷が遅れ、年度中の開業に間に合わず、令和6年4月1日から事業開始することとなりました。

新規指定申請における事業所概要

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 1 申請者名 | 医療法人社団 悠翔会 |
| 2 主たる事務所の所在地 | 茨城県守谷市板戸井2841番地の1 |
| 3 法人代表者氏名 | 理事長 佐々木 淳 |
| 4 事業所名 | 看護小規模多機能型居宅介護もりや |
| 5 事業所の所在地 | 茨城県守谷市板戸井2841番地の1 |
| 6 サービスの種類 | 看護小規模多機能型居宅介護 |
| 7 指定年月日 | 令和 6年4月 1日 |
| 8 指定の有効期限 | 令和12年3月31日 |
| 9 利用定員 | 29人 通いサービス定員 15人
宿泊定員 9人 |
| 10 従業者数 | 11人 |
| 11 事業の目的 | |

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、また、医療依存度の高い利用者においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の各サービス形態で、必要な日常生活上の援助や医療的ケアを行うことにより、利用者の生活の支援を行い、また、要介護者の孤独感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

12 運営の方針

- (1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを療養上の管理の下で妥当適切に提供する。
- (2) サービスの提供にあたっては、居宅サービス計画に基づき漫然かつ画一的にならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (3) 利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上を目指す。

- (4) 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
 - (5) 看護サービスの提供にあたっては、主治医との密接な連携及び居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
 - (6) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう支援する。
 - (7) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保険医療福祉サービス等の密接な連携に努める。
- ・ 書類審査及び現地確認（令和6年2月15日実施）を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
 - ・ 別紙として、看護小規模多機能型居宅介護の概略、位置図、平面図を添付しましたので、ご確認をお願いいたします。

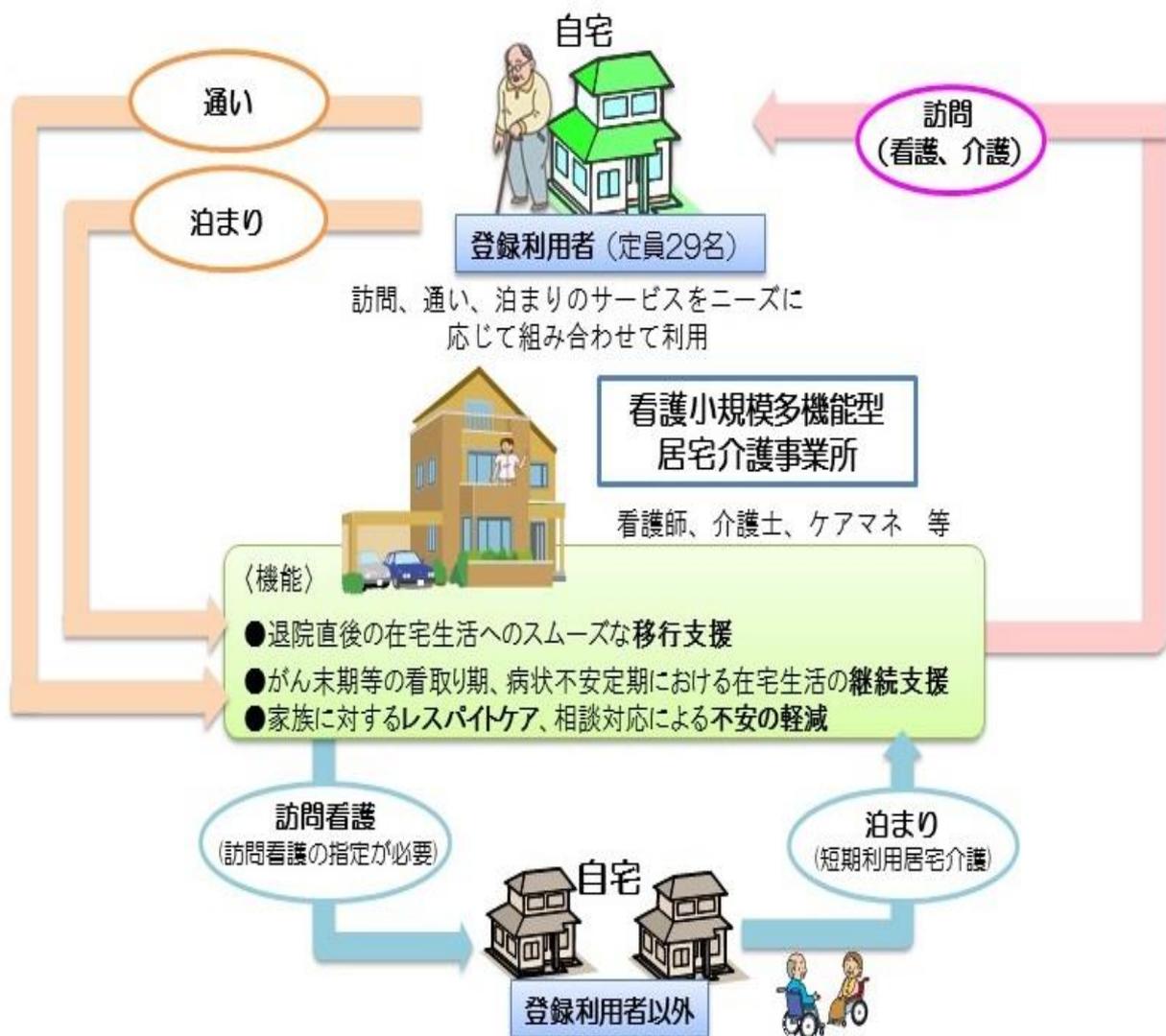
～ 看護小規模多機能型居宅介護とは ～

小規模な住居型の施設への「通い（デイサービス）」を中心に、自宅に来てもらう「訪問（看護・介護）」や施設に泊まる「宿泊（ショートステイ）」のサービスを、組み合わせて利用できるものです。

主なニーズとしては、「退院直後や終末期などの症状が不安定な時期に在宅生活を続けるための支援」や「重度の要介護者を持つ家庭のレスパイトケア（一時的にリフレッシュすること）」が求められるような場合に利用する傾向があります。

【登録定員及び利用定員（条例第194条）】登録定員が29人の場合

登録定員	利用定員	
	通いサービス（1日上限数）	宿泊サービス（1日上限数）
29人	18人	9人



位置図



建設予定地 : 守谷市板戸井 2 8 4 1 番地の 1

敷地面積 : 2, 9 9 8 m²

